

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定により、ガーデン堀ノ内住宅マンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年7月31日

杉並区長 田 中 良

- 1 組合の名称
ガーデン堀ノ内住宅マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - ア 名称 ガーデン堀ノ内住宅
 - イ 敷地の区域 杉並区堀ノ内1丁目458番10、20、21
 杉並区堀ノ内1丁目462番1、8、9、10
 杉並区堀ノ内1丁目469番2
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
杉並区堀ノ内1丁目458番10、20、21
杉並区堀ノ内1丁目462番1、8、9、10
杉並区堀ノ内1丁目469番2
- 4 事業施行期間
令和2年7月31日から令和7年10月まで
- 5 事務所の所在地
東京都杉並区堀ノ内1丁目8番3
- 6 設立認可の年月日
令和2年7月31日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申し出をすることができる期限
令和2年8月29日